

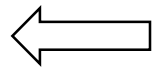
解体工事等を行う際に必要な届出・掲示等

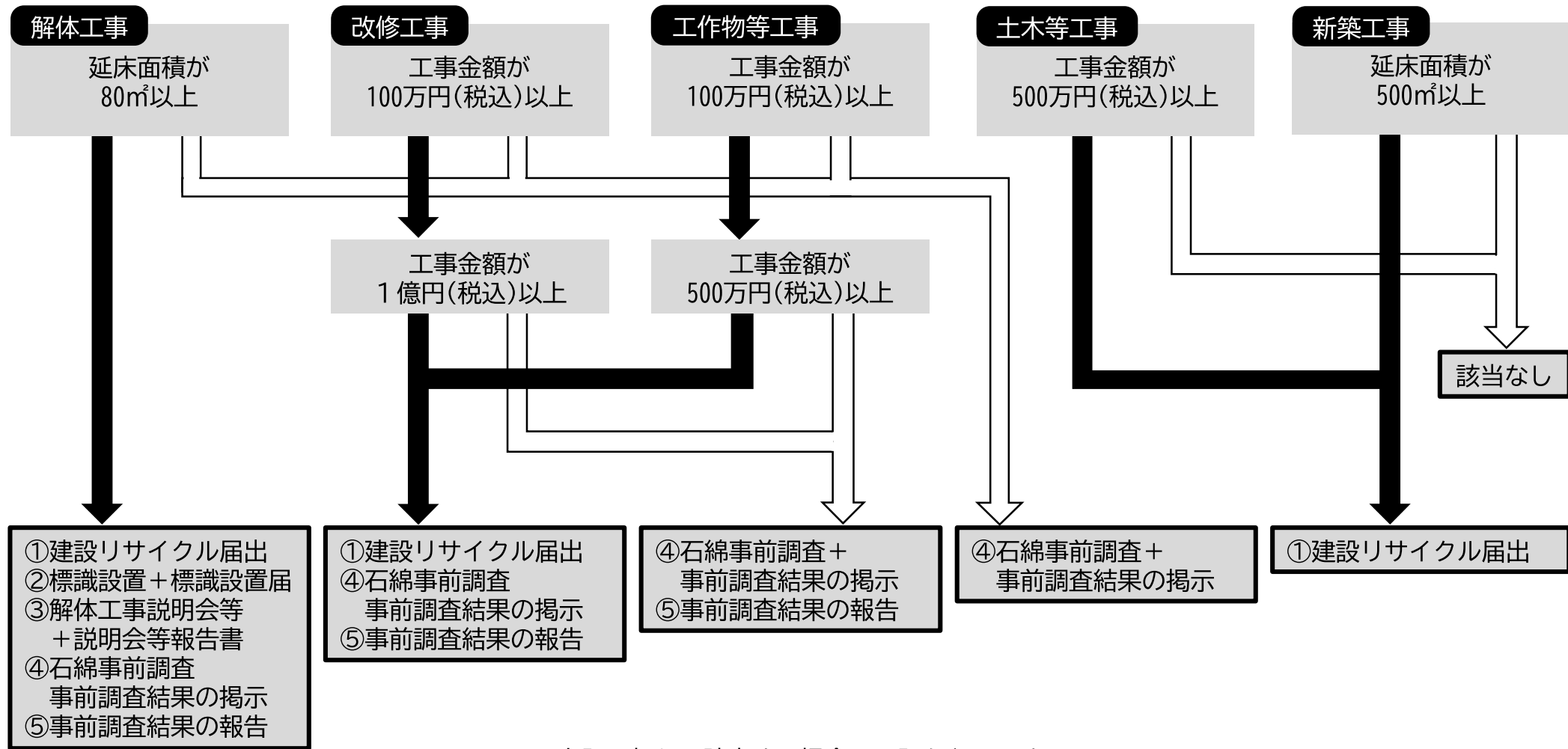
届出・掲示等		対 象 工 事		届出期限	掲示するもの	届出窓口																
①建設リサイクル届出 ※電子申請のみ		・解体工事 …床面積 80㎡以上 ・新築工事 …床面積500㎡以上 ・修繕・模様替え工事 …請負金額 1億円以上(税込) ・その他工作物に関する工事 …請負金額500万円以上(税込)	工事着手の 7日前まで	工事着手の 1日前まで	建設リサイクル法届出・通知済 <table><tr><td>受付日</td><td>令和X年X月X日</td></tr><tr><td>受付番号</td><td>ERX- XXX</td></tr></table> 品川区都市環境部建築課 届出・通知済シール	受付日	令和X年X月X日	受付番号	ERX- XXX	建築課 監察担当 ☎(03) 5742-6771												
受付日	令和X年X月X日																					
受付番号	ERX- XXX																					
①建設リサイクル法 通知（官公庁） ※電子申請のみ																						
②解体工事のお知らせ 標識設置および 標識設置届 ※原則電子申請のみ		床面積80㎡以上の解体工事	標識設置後 速やかに	説明実施後 速やかに	<table><tr><th colspan="2">解 体 工 事 の お 知 ら せ</th></tr><tr><td>敷 地 の 所 在 地</td><td>品 川 区 (住 居 表 示)</td></tr><tr><td>解体建築物の概要</td><td>用途 構造 高さ ㎡ 地上 地下 階・床面積の合計 ㎡</td></tr><tr><td>事業主 (工事発注者)</td><td>住 所 氏 名</td></tr><tr><td>工期</td><td>年 月 日 から 年 月 日まで</td></tr><tr><td>調査年度 年月日</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td colspan="2">この標識は、品川区建築物の解体工事計画の事前届出に関する指導要綱第1条第1項の規定により、設置したものです。</td></tr><tr><td>連絡先</td><td>住 所 氏 名 電 話</td></tr></table> 解体工事のお知らせ	解 体 工 事 の お 知 ら せ		敷 地 の 所 在 地	品 川 区 (住 居 表 示)	解体建築物の概要	用途 構造 高さ ㎡ 地上 地下 階・床面積の合計 ㎡	事業主 (工事発注者)	住 所 氏 名	工期	年 月 日 から 年 月 日まで	調査年度 年月日	年 月 日	この標識は、品川区建築物の解体工事計画の事前届出に関する指導要綱第1条第1項の規定により、設置したものです。		連絡先	住 所 氏 名 電 話	住宅課 開発指導担当 ☎(03) 5742-6926
解 体 工 事 の お 知 ら せ																						
敷 地 の 所 在 地	品 川 区 (住 居 表 示)																					
解体建築物の概要	用途 構造 高さ ㎡ 地上 地下 階・床面積の合計 ㎡																					
事業主 (工事発注者)	住 所 氏 名																					
工期	年 月 日 から 年 月 日まで																					
調査年度 年月日	年 月 日																					
この標識は、品川区建築物の解体工事計画の事前届出に関する指導要綱第1条第1項の規定により、設置したものです。																						
連絡先	住 所 氏 名 電 話																					
③近隣住民説明および 説明会等報告書 ※原則電子申請のみ																						
④大気汚染防止法等に もとづくアスベストの 事前調査および 事前調査結果の掲示		すべての解体工事・改修工事等が対象	工事着手 まで	建築物等の解体等の作業に関するお知らせ 	環境課 指導調査係 ☎(03) 5742-6751																	
⑤事前調査結果の報告 （石綿事前調査結果 報告システム）		・解体工事 …床面積80㎡以上 ・改修工事（リフォーム）または 工作物解体・改修工事 …請負金額100万円以上(税込)	調査実施後 速やかに																			
⑥特定粉じん排出等 作業実施届	窓口のみ	レベル1, 2に該当する場合	工事着手の 14日前まで																			
⑦騒音規制法・振動規制法 特定建設作業実施届	窓口のみ	さく岩機（ブレイカー）作業等を行う場合	工事着手の 8日前まで	事前調査結果の掲示																		

↓ 裏面もご確認ください ↓

令和8年4月改訂

解体工事等を行う際に必要な届出・掲示等のフローチャート

( : はい  : いいえ)



上記に加えて該当する場合は下記も必要です

- ・ 特定粉じん排出等作業実施届
- ・ 騒音規制法・振動規制法特定建設作業実施届
- ・ 建築基準法に基づく建築確認済表示板、建設業法に基づく看板
- ・ 労働安全衛生法に基づく安全掲示、労働者災害補償保険法に基づく労災保険関係成立票
- ・ 標識設置および設置届と説明会および報告書（品川区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例） など